

## 令和5年度 国民健康保険料の不納欠損処分について

国民健康保険料は、世帯の加入者数と所得状況により計算されるため、全ての加入世帯に賦課が発生します。加入者には、自営業者のほか、年金生活者や無職の方も多く、保険料の納付が滞る人もいます。

国民健康保険料の時効(徴収権の消滅)は2年であり、資力のない滞納者には滞納処分もできません。

そこで、調査の結果、資力なしと判断した場合は、生活困窮による執行停止とし、時効となった期別を不納欠損しております。

今年度及び過去2年の不納欠損は、下表のとおりです。

	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額
生活困窮	310	23,070,792	328	34,706,363	356	40,620,960
死亡	18	926,980	12	1,130,570	15	1,053,960
所在不明	25	1,470,840	18	2,792,250	15	1,016,810
その他	0	0	0	0	0	0
計	353	25,468,612	358	38,629,183	386	42,691,730